

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第181号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第233号）

「辰巳ダムL3地区・瀬領地区頭部の状況について 平成18年6月4日（追加） 石川県」（以下「本件報告書」という。）の1.「瀬領地区頭部」の1.2「調査結果」において、「地すべり状の地形を呈する範囲より山側や上下流も高標高部には鞍部地形が認められ、この範囲だけに特徴的な地形ではない」としたことについて、次の事項を記載した文書

- (1) 範囲外の地形的特徴に関する調査結果（以下「本件対象文書1」という。）
- (2) 鞍部地形が他にも見られるから、瀬領地区頭部の鞍部地形が地すべりではないと判断した根拠（以下「本件対象文書2」という。）

2 本件公開請求に対する処分の内容

不存在決定

3 担当課（所）

土木部河川課

4 異議申立て等の経緯

- (1) H23. 5. 9 公開請求
- (2) H23. 5. 23 公開決定
- (3) H23. 6. 23 異議申立て
- (4) H25. 3. 7 諮問
- (5) H28. 3. 31 答申

5 諮問に係る審査会の判断結果

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>1 本件対象文書1について 異議申立人は、地形的特徴に関する範囲外の調査結果がなければ、本件報告書のような結論を得ることができない旨主張しているが、実施機関は対応する公文書は作成していないと述べており、不存在決定を行ったことは、不合理とは言えない。</p> <p>2 本件対象文書2について 本件公開請求書の公開請求の内容欄をみると、異議申立人が、本件報告書の特定の記述について自己の見解を述べ、その主張に合致しない判断の根拠に関する文書の公開を求めていると認められる。 実施機関は、請求に対応する公文書は作成していないと述べており、不存在決定を行ったことは、不合理とは言えない。</p>

6 審議経緯 審査回数 2回

(別 紙)

答申第181号

答 申 書

平成28年3月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年5月9日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

「辰巳ダムL3地区・瀬領地区頭部の状況について 平成18年6月4日（追加） 石川県」（以下「本件報告書」という。）の1.「瀬領地区頭部」の1.2「調査結果」において、「地すべり状の地形を呈する範囲より山側や上下流も高標高部には鞍部地形が認められ、この範囲だけに特徴的な地形ではない」としたことについて、次の事項を記載した文書

- （1）範囲外の地形的特徴に関する調査結果（以下「本件対象文書1」という。）
- （2）鞍部地形が他にも見られるから、瀬領地区頭部の鞍部地形が地すべりではないと判断した根拠（以下「本件対象文書2」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成23年5月23日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

総合的に判断したものであり、記載した公文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年6月23日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成25年3月7日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人に対し、当審査会から理由説明書の写しを送付し意見を求めたが、特段の意思表示はなかった。

（1）本件対象文書1について

本件報告書には、瀬領地区頭部の範囲外にも鞍部地形が見られるとしているが、地形的特徴に関する範囲外の地形調査結果が記載されていない。

本件報告書のように主張するなら、その調査結果がなければならない。

（2）本件対象文書2について

調査範囲外に同じような地すべり状の特徴的な地形が見られるということは、その範囲外にも地すべり活動があると考えるのが普通であり、他にも見られるから地すべりではないという結論は、どのような根拠に基づいているのか。

不存在決定通知書には、総合的に判断したと記載されているが、総合的に判断するためには、地すべり状地形の範囲内の鞍部地形と範囲外の鞍部地形を比較検討したり、様々な地形・地質・土質等について詳細に議論する必要があるので、その根拠となる公文書は必ず存在するはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件公開請求に係る公文書については、いずれも、異議申立人が独自の主張を行い、本件公文書の記載の根拠を公開請求しているが、対応する公文書は作成していない。

また、本件報告書の記載以外に、判断の根拠等について公文書として作成していない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書において、「地すべり状の地形を呈する範囲より山側や上下流も高標高部には鞍部地形が認められ、この範囲だけに特徴的な地形ではない」としたことについて、範囲外調査結果及び判断根拠を記載した公文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

(1) 本件対象文書1について

異議申立人は、地形的特徴に関する範囲外の調査結果がなければ、本件報告書のような結論を得ることができない旨主張しているが、実施機関は対応する公文書は作成していないと述べており、不存在決定を行ったことは、不合理とは言えない。

(2) 本件対象文書2について

本件公開請求書の公開請求の内容欄をみると、異議申立人が、本件報告書の特定の記述について自己の見解を述べ、その主張に合致しない判断の根拠に関する文書の公開を求めていると認められる。

実施機関は、請求に対応する公文書は作成していないと述べており、不存在決定を行ったことは、不合理とは言えない。

4 諮問の遅れについて

本件において、異議申立てから諮問までに約1年8か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とはいい難く、実施機関にあっては、今後、適切な対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 3 月 7 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 3 3 号)
平成 25 年 6 月 4 日	○実施機関 (土木部河川課) から理由説明書を受理した。
平成 27 年 11 月 26 日 (第 268 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 27 年 12 月 21 日 (第 269 回審査会)	○事案の審議を行った。